特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改 正する条例の制定について

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

松戸市2020年東京オリンピック・パラリンピックやさシティおもてなシティ推進会議が、その設置目的を果たしたため。

## 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に 改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(中) 以正反即为のの所任することは、当然以正反即力を加える。					
改正前			改正後		
別表2(第4条関係)		別表2(第4条関係)			
職名	報酬		職名	幸促酉州	
(略)			(略)		
松戸市農産物ブランド化推進協	(略)		松戸市農産物ブランド化推進協	(略)	
議会委員			議会委員		
松戸市2020年東京オリンピ 日額 8,500円			(削除)		
ック・パラリンピックやさシティ					
おもてなシティ推進会議委員					
松戸市いじめ調査委員会委員	(略)		松戸市いじめ調査委員会委員	(略)	
(略)			(略)		

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。